

長久手市教育支援委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がいのある子どもの適正な就学先となる学校や学びの場の検討及びその後の一貫した支援についての助言を行うため、長久手市教育委員会事務局に長久手市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、長久手市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障がいのある子どもの就学先となる学校や学びの場に関すること。
- (2) 特別支援教育の啓発及び教育相談に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 小・中学校の職員
- (2) 児童福祉施設の職員
- (3) 福祉担当の職員
- (4) 保健師
- (5) 教育委員会事務局の職員
- (6) その他、学識経験者等

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は1年とする。

- 2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 長久手町就学指導委員会設置要綱（昭和57年12月1日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。